

退去強制手続を執った入管法違反者のうち在留を希望して出頭申告した者の件数(概数)

退去強制事由に該当する疑いのある外国人には退去強制手続が執られ、入国警備官による違反調査の後、入国審査官に引き渡され、違反審査手続に移行することになりますが、この「引渡し」のあった入管法違反者のうち、在留を希望する出頭申告者の推移は下表のとおりです。

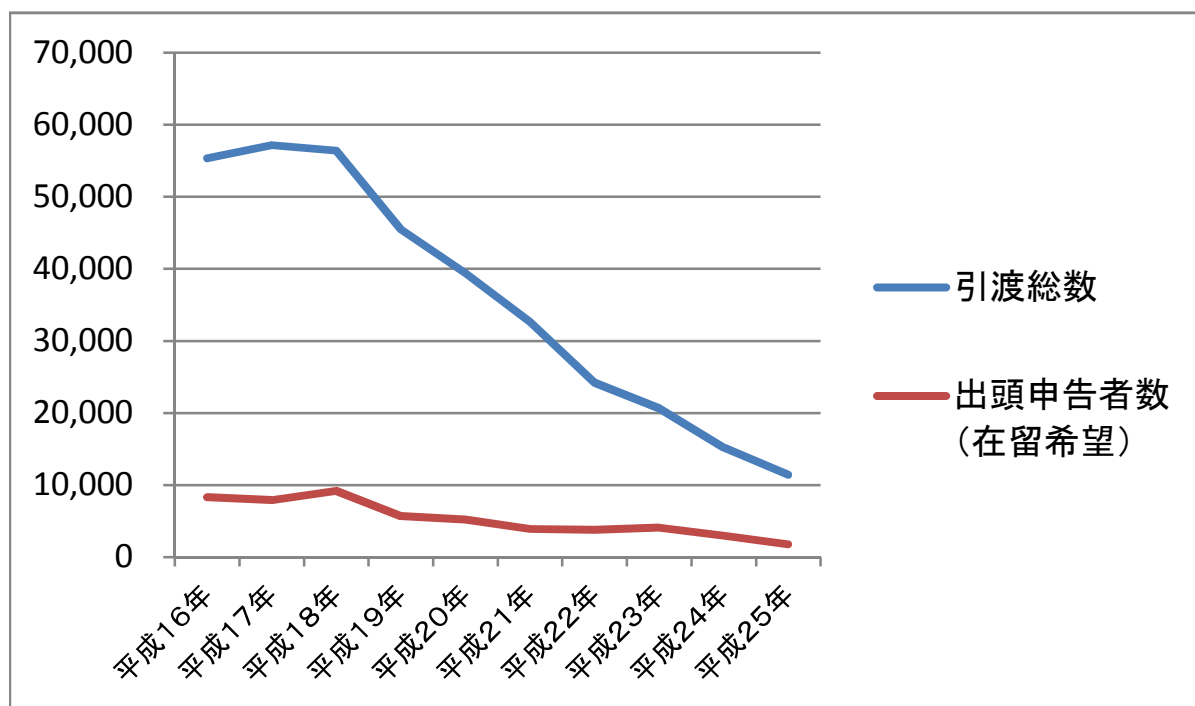
なお、入管法違反者について申告した年と違反審査手続に移行した年が異なる場合もあります。

	引渡総数	出頭申告者数 (在留希望)	割合	
平成16年	55,351	8,300	15.0%	ガイドライン 策定・公表
平成17年	57,172	7,900	13.8%	
平成18年	56,410	9,200	16.3%	
平成19年	45,502	5,700	12.5%	ガイドライン 改正
平成20年	39,382	5,200	13.2%	
平成21年	32,661	3,900	11.9%	
平成22年	24,213	3,800	15.7%	在留管理 制度施行
平成23年	20,659	4,100	19.8%	
平成24年	15,178	3,000	19.8%	
平成25年	11,428	1,800	15.8%	

※在留特別許可に係るガイドラインを策定・公表(平成18年10月)

※在留特別許可に係るガイドラインの改定(平成21年7月)

※新しい在留管理制度の施行(平成24年7月)



出頭申告のご案内

～不法滞在で悩んでいる外国人の方へ～

法務省入国管理局

法務省入国管理局では、出国命令制度の広報活動や「在留特別許可に係るガイドライン」の改訂等を通じ、不法滞在で悩んでいる外国人の方が地方入国管理官署に出頭しやすい環境を整備し、自発的な出頭を促すことを目指しています。

- 在留期間を経過したまま日本で生活している外国人で帰国を希望している方は、収容されることなく、簡易な方法で手続きができる「出国命令制度」を利用して帰国することができます。

- ・ 退去強制手続により帰国した場合、最低5年間は日本に入国することはできませんが、「出国命令制度」で帰国した場合、その期間は1年間となります。

- ・ 「出国命令制度」を利用できるのは、次のいずれにも該当する方です。

- ア 速やかに日本から出国する意思を持って自ら入国管理官署に出頭したこと
- イ 在留期間を経過したこと以外の退去強制事由に該当しないこと
- ウ 入国後に窃盗等の所定の罪により懲役又は禁固に処せられていないこと
- エ 過去に退去強制されたこと又は出国命令を受けて出国したことがないこと
- オ 速やかに日本から出国することが確実に見込まれること

- 帰国を希望している外国人の方で、「出国命令制度」の対象に当たらないものの、自ら入国管理官署に出頭した方については、仮放免の許可により、収容することなく手続を進めることが可能です。

○ 引続き日本国内での生活を希望される方は、まずは入国管理官署に出頭して、日本で生活したい理由等を申し述べてください。

- ・ 先般改訂した「在留特別許可に係るガイドライン」には、在留特別許可の許否判断を行うに当たっての積極要素として、日本人と婚姻が成立している場合などのほか、①自ら入国管理官署に出頭申告したこと、②日本の初等・中等教育機関に在学し相当期間日本で生活している実子を監護及び養育していること、③日本での滞在期間が長期に及び定着性が認められること等を挙げていますので、このガイドラインをよくお読みください。

例えば、③に該当し、かつ、他の法令違反等がない方が、出頭申告した場合には、在留特別許可方向で検討されやすくなることをガイドラインで紹介しています。

- ・ また、摘発等により違反が発覚した場合は、原則、収容されることとなりますが、出頭申告した場合には、仮放免の許可により、収容することなく手続を進めることが可能です。
- ・ 別紙のと通りの退去強制手続の中で、申出の内容を審査した結果、法務大臣から特別に日本での在留を認められた場合には、不法滞在の状態が解消され、正規在留者として引続き日本で生活することができます。
- ・ なお、在留特別許可は、積極要素と消極要素を総合的に考慮して許否を決定しますので、結果として許可されない場合には、退去強制令書が発付されることにご留意ください。

不 法 滞 在 者

現在，在留資格がなく不法滞在の状態にある。
引き続き，日本での生活を希望している。
入国管理局へ出頭申告



入国警備官の違反調査

【事案に応じて，本人や証人の出頭や，資料の提出が必要】



收容令書による收容

【仮放免の許可により，收容されることなく手続を進めることが可能】



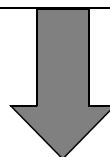
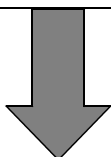
入国審査官の違反審査



特別審理官の口頭審理



法務大臣の裁決



在留特別許可

退去強制令書発付・送還